

# 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の基本的枠組み

## 基本方針（主務大臣）

- ・ 移動円滑化の意義及び目標
- ・ 移動円滑化のために公共交通事業者が講ずべき措置に関する基本的事項等
- ・ 市町村が作成する基本構想の指針

## 公共交通事業者が講ずべき措置

### 新設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の義務

- （旅客施設を新設する際の基準適合義務）
- ・ エレベーター、エスカレーターの設置
  - ・ 誘導警告ブロックの敷設
  - ・ トイレを設置する場合の身体障害者用トイレの設置等

- （車両を導入する際の基準適合義務）
- ・ 鉄道車両の車椅子スペースの確保
  - ・ 鉄道車両の視覚案内情報装置の設置
  - ・ 低床バスの導入
  - ・ 航空機座席の可動式肘掛けの装着等

### 既設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の努力義務

## 重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

### 基本構想（市町村）

- ・ 駅等の旅客施設及びその周辺の地区を重点的に整備すべき地区として指定
- ・ 旅客施設、道路、駅前広場等について、移動円滑化のための事業に関する基本的事項等

### 公共交通特定事業

- ・ 公共交通事業者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

### 道路特定事業

- ・ 道路管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

### 交通安全特定事業

- ・ 都道府県公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

### その他の事業

- ・ 駅前広場、通路等一般交通の用に供する施設について必要な措置
- ・ 駐車場、公園等の整備等

### 支援措置

- ・ 各種補助金の交付
- ・ 地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例
- ・ 固定資産税等課税の特例